

宇治市都市計画マスタープラン

参 考 資 料

1	マスタープラン策定の主な経過.....	127
2	宇治市都市計画マスタープラン検討部会委員名簿.....	129
3	用語集.....	130

1 マスタープラン策定の主な経過

年月日	事項	内容
2020（令和2） 7. 20	宇治市都市計画審議会へ 諮問	1. 次期宇治市都市計画マスタープランの策定 2. 部会設置（宇治市都市計画マスタープラン検討部会）
8. 4	第1回検討部会	1. 検討部会について 2. 策定の経緯と検討の主な視点 3. 全体スケジュールについて
9. 7	第2回検討部会	1. 宇治市の地勢について 2. 検証・評価について（全体構想） 3. 課題と方向性について（全体構想）
10. 19	第3回検討部会	1. 宇治市の都市構造について 2. 宇治市の人口等について 3. マスタープランの方向性に必要な項目について
12. 2	第4回検討部会	1. 全体構想（原案）について 2. 市民参画の手法について
2021（令和3） 1. 20	第5回検討部会	1. 全体構想（原案）について 2. 市民参画の手法について
2. 8	宇治市都市計画審議会へ 中間報告	1. 次期宇治市都市計画マスタープランの策定について （中間報告）
3. 11	第6回検討部会	1. 全体構想（原案）について 2. 部門別方針について 3. 市民参画の手法について
4. 15	第7回検討部会	1. 部門別方針（案）について 2. 全体構想（部会案）について 3. 全体構想のパブリックコメント（案）について 4. 地域別構想の進め方について
5. 7	宇治市都市計画審議会へ 中間報告	1. 次期宇治市都市計画マスタープランの策定について
5. 24 ～6. 30	市民意見募集 （パブリックコメント）	全体構想に対する意見募集 意見者数：23人、意見数：92件

年 月 日	事 項	内 容
6. 24	第 8 回検討部会	1. まちづくりの成果について 2. 地域づくりの基本方針（素案）について 3. 地域の特徴及び現状と課題について
7. 19	第 9 回検討部会	1. 全体構想パブリックコメントの結果について 2. 地域別構想（部会原案）について 3. まちづくりオープンハウスについて
8. 23	宇治市都市計画審議会へ 中間報告	1. 次期宇治市都市計画マスタープランの策定について
10. 12 ～11. 11	都市計画まちづくりオー プンハウス&意見交換会	会場参加者数：延べ288名 オンラインアンケート回答者数：10名
12. 8	第 10 回検討部会	1. 地域意見交換の結果について 2. マスタープラン（部会最終案）について 3. 評価・検証（案）について
2022（令和 4） 1. 19	宇治市都市計画審議会よ り答申	1. 次期宇治市都市計画マスタープランの策定について
2. 10 ～3. 14	市民意見募集 （パブリックコメント）	マスタープラン最終案に対する意見募集 意見者数：19人、意見数：51件
4. 27	宇治市都市計画審議会へ 付議	1. 宇治市都市計画マスタープランについて（答申）

2 宇治市都市計画マスタープラン検討部会委員名簿

(令和 2. 7 委嘱)

氏 名	役 職	摘 要
岡田 憲夫	京都大学 名誉教授	
小出 純子	建築設計事務所 ジェイズ・アトリエ代表	
後藤 正明	(株)シティプランニング 代表取締役	
多々納 裕一	京都大学防災研究所 教授	部 会 長
野 田 崇	関西学院大学法学部 教授	
森 正 美	京都文教大学総合社会学部 教授	職務代理者
山本 直彦	奈良女子大学研究院 生活環境科学系 准教授	

(五十音順)

あ行

●宇治川太閤堤跡

平成 19 年に宇治橋下流の宇治川右岸で発見された遺跡で、豊臣秀吉が命じて造営された宇治川の旧護岸。平成 21 年 7 月に国史跡として指定されている。

●宇治市景観計画

景観を守り育てるため、景観形成の基本方針、建築物や工作物の色彩、デザインを審査する基準を定めたもの。

●宇治市まちづくり・景観条例

まちづくりへの市民参加、景観の形成および開発事業の調整に関する基本的事項について定めることにより、良好な居住環境の整備および景観の形成を図ることを目的として、平成 20 年に施行された宇治市の条例で、正式名称は「宇治市良好な居住環境の整備および景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」。

●巨椋池干拓田

宇治川、木津川、桂川が合流する大きな水域であったが、度重なる水害に見舞われたため、明治時代の河川改修により河川と切り離され湖となる。

その結果、水の循環機能を失った巨椋池の水質が悪化したことや、良好な農地が不足していた昭和初期の食糧事情により、国内で初の国営干拓事業が行われ、昭和 16 年に干拓田となる。

●オープンスペース

公園・広場・河川など、建物によって覆われていない土地、または敷地内の公共の空気を総称している。

か行

●救命救急センター

複数の診療科にわたる重症重篤な患者を含む全ての救急患者に対して、24 時間 365 日体制で高度な救急医療を担う 3 次救急の医療施設。

京都府保健医療計画により、山城北医療圏（宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町）では、宇治徳洲会病院が指定されている。

●緊急輸送道路

災害などの緊急時に重要となる施設など（府総合庁舎、市町村役場、医療施設等）へのアクセス機能を確保するため、広域的な交通機能を持つ高速道路やそれらとネットワークを構成する一般国道などの幹線道路。

京都府地域防災計画により、宇治市域では、京滋バイパス、国道24号、主要地方道宇治淀線、主要地方道城陽宇治線などが指定されている。

●近郊緑地保全区域

近畿圏の秩序ある発展を図りながら、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として、近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、国土交通大臣が指定する良好な自然環境を有する緑地の区域。

●広域防災活動拠点

大規模災害時の自衛隊、警察、消防など防災関係機関の応援隊の集結や全国からの救援物資の集配など京都府による応急活動の拠点で、京都府地域防災計画に定められている。

京都府南部地域では、山城総合運動公園が指定されている。

●交通結節点

鉄道の乗継駅や、鉄道、バス、タクシー、自転車など交通手段をつなぐほか、都市の拠点となる駅前広場のような施設。

●コミュニティ道路

歩行者優先で、歩行者や自転車が安全に通行できるように設計された道路。

さ行

●災害拠点病院

大規模災害の発生時における多数の傷病者などの受け入れ拠点施設を担うとともに他の救助・救護機関や地域の病院と連携して広域的な医療支援活動を行う施設。

京都府保健医療計画により、山城北医療圏では、地域災害拠点病院（災害時に医療圏毎の拠点を担う施設）として宇治徳洲会病院、京都岡本記念病院が指定されている。

●再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱などをエネルギー源としたもので、自然エネルギーとほぼ同義に用いられる。

●市街化区域

優先的、計画的に道路・公園などの公共施設の整備を行い、市街化を図るべき区域。一定の基準を満たせば開発行為や建築行為は可能。

●市街化調整区域

農林業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。一部の例外を除いて開発行為や建築行為は禁止されている。

●重要文化的景観

「文化的景観」とは人々の生活や生業と自然風土が時の流れの中で調和し、形作られてきた風景のことで、平成 16 年の文化財保護法改正により、新たに制度が創設されており、特に重要なものを国が「重要文化的景観」として選定する。平成 21 年 2 月には、宇治橋周辺の自然・文化遺産と宇治茶の伝統文化が息づくまちなみが、都市として初めて重要文化的景観に選定されている。

●循環型社会

有限な資源の永久性を確保するため、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴い発生・消費される物やエネルギーなど、あらゆるものを資源として循環し、さまざまな形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

狭義には、廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルが促進されることで天然資源の消費を抑制して、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

●生産緑地

都市計画法、生産緑地法に基づく地域地区の一種。市街化区域内の農地などのうち、良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設などの敷地に適している土地を生産緑地地区と指定することにより、農林業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるもの。

●世界遺産

1972 年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)」に基づいて、締結国の文化財や自然環境などの中から、人類共通の財産として保護し、後世に伝えていくため、世界遺産リストに登録されたもの。

本市では、平等院、宇治上神社が登録されている。

た行

●第4次産業革命

ビッグデータやAI(コンピューターによる高度な知的作業や判断をするシステム。人工知能。)を活用して生産等を自動化・最適化する4番目の産業革命。

●脱炭素社会

地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会。

●地区計画

地区の特性に応じ、公園、道路などの地区施設の配置・規模、建築物の用途、敷地、形態などの制限など、良好な都市環境の維持・形成をめざす制度。関係権利者の意見を反映させながら計画案をつくり、市町村が都市計画の一つとして決定する。

●地区まちづくり計画

地区まちづくり協議会が、それぞれの地区の目的とするまちづくりを実現するために、独自に定める計画。定められた計画は、市の認定を受けた後に公表され、事業者にも協力を求めている。

●特定生産緑地

都市農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法の改正により新たに制度が創設された。生産緑地の指定から30年を迎えるより前に、所有者等の申請により買取り申出ができる期限を10年延期するもの。

●都市型居住

単に居住する場を確保するのではなく、そこに交通、商業・医療・福祉など都市生活に求められる暮らしのサポート機能が備えられ、在宅勤務など多様なライフスタイルが展開できる都市における居住形態。

●都市機能

都市での人々の活動を支える様々な機能(医療・福祉、子育て支援、商業など)の総称。

●都市計画区域

市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発または保全する必要がある区域。

●都市計画区域マスタープラン

京都府が広域的見地から、市街化区域と市街化調整区域の区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

宇治市、城陽市、久御山町、井手町域を宇治都市計画区域として定めている。

●都市計画道路

まちづくりの骨格であり、多様な都市活動を支えるうえで必要な道路。

都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路などの種別がある。

●都市施設

道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

な行

●農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興が必要であるとされる地域。

●農用地区域

農業振興地域の内、宇治市が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める「農用地等として利用すべき土地の区域」のこと。

は行

●ハザードマップ

地震、水害など自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地等が記載されている地図。

●パートナーシップ

協力関係・共同のこと。ここでは、まちづくりを担う市・市民・事業者が、対等な立場で協力・連携し、責任や役割を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係を指す。

●バリアフリー

道路の段差など日常生活でのバリアをなくし、障害者や高齢者など関係なく誰もが自由に社会参加できるような環境のこと。

●琵琶湖国定公園

琵琶湖を中心に、京都府、滋賀県に広がる国定公園。

本市域には、「宇治川沿岸地区」の一部が含まれており、天ヶ瀬のダイ

ナミックな景観を経て山城平野に流れ出るまでの清流と沿岸の山々が指定されている。

●福祉避難所

災害時において高齢者、障害者、妊産婦等が避難生活をするために特別の配慮がなされた避難所。

●風致地区

都市としての風致を維持するため、特に、自然的景観の維持に重点をおき、条例で建築、土地造成などに規制をする地区。

や行

●ユニバーサルデザイン

すべての人が使いやすいデザインのことをいう。バリアフリーを一步進めて障害者や高齢者といった区分ではなく、誰にでも使いやすいデザインをめざす。

わ行

●ワークショップ

作業場、研修場の意味であるが、都市計画やまちづくりの分野では地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や共同作業などを通じて、地域の課題発見、創造的な解決策の考察、それらの評価などを行っていく活動を指す。

UJI CITY CITY PLANNING MASTER PLAN



<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/73/51897.html>

宇治市
都市整備部
都市計画課

